

《所定疾患施設療養費》の公表について

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎（令和3年度～）

1.上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等行われた場合に算定します。また、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

2.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

3.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

4.医師が感染症対策に関する研修を受講している。（所定疾患施設療養費Ⅱに限る）

●令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況

病名	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数
R4.4	2	13	0	0	1	10	0	0
R4.5	6	46	1	10	0	0	0	0
R4.6	4	31	1	4	0	0	0	0
R4.7	0	0	3	17	1	7	0	0
R4.8	1	8					1	10
R4.9	12	102	1	2	0	0	1	9
R4.10	1	7	2	13	0	0	1	4
R4.11	15	96	1	4	1	10	1	8
R4.12	2	13	2	15	0	0	1	10
R5.1	10	85	3	26	0	0	0	0
R5.2	3	30	3	28	0	0	0	0
R5.3	2	20	2	18	0	0	0	0
計	58	451	19	137	3	27	5	41